令和5年度 福島県立磐城農業高等学校 前期選抜募集要項

〒974-8261 福島県いわき市植田町小名田 60番地 TEL (0246) 63-3310(代) FAX (0246) 62-3826

1 通 学 区 域

通学区域は、県下一円とする。

2 募 集 定 員

募集定員は、下の表のとおりとする。

募集学科	学級数	定員(人)	特色選抜募集定員枠	一般選抜募集定員				
食品流通科	1	4 0		募集定員から、特色選抜				
園 芸 科	1	4 0	定員の25%程度	において合格と判定され				
緑地土木科	1	4 0	(各科共通)	たものの数を除いた数				
生活科学科	1	4 0		(各科共通)				

3 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願については、(1)、(2)に加えて(3)の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本校が示す「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科で示されているA型又はB型を志願する 動機・理由が明白かつ適切である者

志願してほしい生徒像

本校の教育目標は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、普通教育並びに専門教育をとおして、 自然を愛し、自主・勤労・責任の校是を重んじ、教養豊かで心身ともに健全な社会人を育成する。」 であり、各科では以下のような生徒を求めている。

①食品流通科

食品流通の基礎的な知識を元に、食品製造・飼育の分野に関する実践的・探究的な学習に意欲的 に取り組む生徒。

A 型(意欲): 食品流通・食品製造・飼育に興味・関心があり、実習等への積極的な参加をと おして以下のような内容を目指す。

(就農を目指す生徒・関連産業への就職を目指し、地域産業を支える生徒・進学及び農業指導者を目指す生徒・農業クラブの活動に積極的に参加する生徒)

B型(部活動):食品流通科の学習に意欲的に取り組み、部活動や生徒会活動など自分の個性を 伸ばす諸活動に自主的に取り組むことをとおして以下のような内容を目指す。 (部活動を3年間継続し、意欲的に活動することができる生徒・生徒会活動においてリーダーシップを発揮できる生徒)

②園芸科

草花・野菜・果樹・作物・植物バイオテクノロジーを中心とした、園芸及び関連分野に関する実践的・探究的な学習をとおして、幅広い知識・技術を身に付け、野外実習や実験・研究等に意欲的に取り組む生徒。

A型(意欲):農業に興味・関心があり、実習等への積極的な参加をとおして以下のような内容を目指す。

(就農を目指す生徒・関連産業への就職を目指し、地域産業を支える生徒・進学及び農業指導者 を目指す生徒・農業クラブの活動に積極的に参加する生徒)

B型(部活動): 園芸科の学習に意欲的に取り組み、部活動や生徒会活動など自分の個性を伸ば す諸活動に自主的に取り組むことをとおして以下のような内容を目指す。

(部活動を3年間継続し、意欲的に活動することができる生徒・生徒会活動においてリーダーシップを発揮できる生徒)

③緑地十木科

道路や橋、農業用水などの社会基盤及び緑地や公園などの憩いの生活空間を創造・管理する実践的・探究的な学習に意欲的に取り組む生徒。

A型(意欲):測量・土木・造園・環境に興味・関心があり、実習等への積極的な参加をとお して以下の内容を目指す。

(関連産業(測量士・土木・造園施工管理技士等)への就職を目指し、地域産業を支える生徒・ 進学を目指す生徒・農業クラブの活動に積極的に参加する生徒)

B型(部活動):緑地土木科の学習に意欲的に取り組み、部活動や生徒会活動など自分の個性を 伸ばす諸活動に自主的に取り組むことをとおして以下のような内容を目指す。

(部活動を3年間継続し、意欲的に活動することができる生徒・生徒会活動においてリーダーシップを発揮できる生徒)

④生活科学科

農業・被服・食物・保育・福祉に関する実践的・探究的な学習に意欲的に取り組む生徒。

A型(意欲):農業や生活産業(保育・福祉・被服・食物)に興味・関心があり、実習等への 積極的な参加をとおして以下のような内容を目指す。

(関連産業(栄養士・調理師・保育士・看護師・介護福祉士等)への就職を目指し、地域産業を 支える生徒・進学を目指す生徒・家庭クラブ活動等に積極的に参加する生徒)

B型(部活動):生活科学科の学習に意欲的に取り組み、部活動や生徒会活動など自分の個性を 伸ばす諸活動に自主的に取り組むことをとおして以下のような内容を目指す。

(部活動を3年間継続し、意欲的に活動することができる生徒・生徒会活動においてリーダーシップを発揮できる生徒)

なお、B型(部活動)については、中学校において、野球部(男子)、ソフトボール部(女子)、柔道部(男子・女子)、バレーボール部(女子)、吹奏楽部(男子・女子)で活動し、本校入学後も継続して該当部活動に入部し、3年間継続して活動する強い意志があるものを対象とする。ラグビーフットボール部(男子)については、中学校での活動は問わないが、ラグビーフットボール部に入部し、3年間継続して活動する強い意志があるものを対象とする。

4 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長(以下「中学校長」という。)を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

- (1) 特色選抜と一般選抜の併願について
 - ① 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。
 - ② 特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した 学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 第二志望について
 - ① 特色選抜の出願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。
 - ② 一般選抜の出願において、本校の4つの学科間における第二志望を認める。

6 出 願 期 間

令和5年2月3日(金)から2月8日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒(志願者の住所・氏名を記入し、簡易書留分の切手404円分を貼付した長形3号、120ミリ×235ミリ)を同封の上、令和5年2月8日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(様式統一1号の1により、福島県教育委員会において作成したもの)
 - ② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。様式共通1号) ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

なお、提出期間は令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

- ③ 特色選抜志願理由書(本校において作成したもの) ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙 (様式統一1号の2に受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(様式統一1号の3に中学校名、志願者氏名及び出願課程を記入したもの)
- (2) 上記(1)以外の者

上記(1)以外の者は本校に問い合わせる。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿(様式共通4号の1)を 添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。 ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(様式統一5号)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、返信用封筒(志願者の住所・氏名を記入し、切手84円分を貼付した長形3号、120ミリ×235ミリ)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式共通3号)を交付する。
- (3) 提出期間は、令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。 郵送の場合には、2月15日(水)の消印有効とする。 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

10 願 書 受 付

願書受付については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

11 出願先変更

志願者は、令和5年2月9日(木)から2月13日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

出願先変更に関わるその他の事項については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」 に定めるところによる。

12 出願の取り消し

出願の取り消しについては、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

13 出願の特例措置

出願の特例措置については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

14 選 抜 方 法

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

① 学力検査

ア 志願者全員に学力検査を課す。

イ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ 50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語(英語)

なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- ウ 傾斜配点は実施しない。
- ② 特色選抜志願理由書

A4タテ判横書き両面印刷で作成するものとし、表面には本校の当該学科への志願の動機・理由、本校在学中に特に力を入れて取り組みたいこと、本校卒業後の進路希望とその理由について記入する。裏面には出願資格(3)の条件に応じて選択したA型、B型どちらかとし、記入する。

③ 調 査 書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。

「特別活動等の記録」は85点を満点として、合計220点満点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。個人面接では、本校で学ぶ意欲や受験生が自らの考えをまとめ、適切な表現で伝えるコミュニケーション能力をみる。また当該各科への学習意欲や部活動の取組や資格取得の取組等をみる。

面接については点数化し、30点を満点とする。

⑤ 特色検査

実施しない。

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点を500点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに 一般面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受ける に足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。 なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

①学力検査

学力検査については、「14 選抜方法」「(1) 特色選抜」の「① 学力検査」による。

② 調 査 書

「各教科の学習の記録」は195点を満点とする。

また、「特別活動等の記録」は55点を満点として、合計250点満点とする。

③ 一般面接

個人面接を実施する。

志願者の適性と目的意識を確認するとともに、表現力、コミュニケーション能力についてみる。 面接については段階評価とする。

15 学力検査、面接の日時及び会場

(1) 学力検査

学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 日 時 令和5年3月3日(金) 午前9時~午後3時10分
- ② 日 程

9:00	00 9:50 10:10		:10	11:00 11:20		20 12	12:10			13:10 14:			15:10	
国	国 語 休 数		学	休	外国語 (英語)	昼	食	理	科	休	社	会		
(50	分)	(20分)	(50	分)	(20分)	(50分)	(60 :	分)	(50	分)	(20分)	(50	分)	

- ③ 会 場 本校
- ④ 受 付 午前8時~午前8時20分 本校生徒昇降口において
- ⑤ 注意事項

ア 受験票、上ばき、昼食を必ず持参すること。

イ次のものを持参すること。

鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

- ウ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- エ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- (2) 特色面接の日時及び会場

特色面接の日時及び会場は次のとおりとする。

- ① 日 時 令和5年3月7日(火)午前9:00から
- ② 会 場 本校
- ③ 受 付 午前8時~午前8時20分 本校生徒昇降口において
- ④ 注意事項

ア 受験票、上ばきを必ず持参すること。

- イ 昼食を持参すること。 (ただし、面接実施が昼食時間以降になる受験生のみ)
- ウ 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- (3) 一般面接
 - 一般面接の日時及び会場は次のとおりとする。
 - ① 日 時 令和5年3月6日(月)午前9:00から
 - ② 会 場 本校
 - ③ 受 付 午前8時~午前8時20分 本校生徒昇降口において
 - ④ 注意事項

ア 受験票、上ばきを必ず持参すること。

イ 昼食を持参すること。 (ただし、面接実施が昼食時間以降になる受験生のみ)

ウ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

16 追検査等の実施

追検査については、出願と受験の状況によって実施内容が異なる。 それぞれの場合の日程と時間については、下の表を参照し確認すること。 なお、実際の受験者数によって、終了時間が変更になることがある。

受験生の出願の状況	受験	状況	実施する追検査等			
文級生の山嶼の水化	学力検査	面接	天旭りる担使且寺			
	欠席	欠席	学力検査及び特色面接			
特色選抜と一般選抜の併願	受験	欠席	特色面接			
	欠席	受験	学力検査			
	欠席	欠席	学力検査及び一般面接			
一般選抜のみ出願	受験	欠席	一般面接			
	欠席	受験	学力検査			
	欠席	欠席	学力検査及び特色面接			
特色選抜のみ出願	受験	受験 欠席 特色面接				
	欠席	受験	学力検査			

- (1) 追検査(学力検査)、特色面接、一般面接の日時、日程及び会場 追検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。
 - ① 日 時 令和5年3月9日(木) 午前9時~午後4時00分
 - ② 日 程

9:	00	9:50 10:05		10:55 11:10		10 12	12:00		12:50 13		:40 13:55		14	:45 15	:00 16:	00	
	国語	i	休	数	学	休	外国語 (英語)	昼	食	理	科	休	社	会	休	特色面接 一般面接	
	(50分)	((15分)	(50	分)	(15分)	(50分)	(50	分)	(50	分)	(15分)	(50	分)	(15分)		-

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- ③ 会 場 本校
- ④ 受 付 午前8時~午前8時20分 本校生徒昇降口において
- ⑤ 注意事項

ア 受験票、上ばき、昼食を必ず持参すること。

イ次のものを持参すること。

鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

- ウ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- エ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願(様式共通14号)に医師の診断書を添付し、3月7日(火)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願(様式共通14号)の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、3月7日(火)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等を欠席することが明らかな状態で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程への出願を希望する場合でも、追検査等受験の手続きを行う。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、 本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を 交付する。

17 合格者発表

- (1) 令和5年3月15日(水)正午以降に、本校正面玄関前で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書(様式共通5号)を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

18 そ の 他

- (1) 前期選抜で不合格となったものについての取扱い 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (2) 以上のほかは、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。